

## 愛知教育大学研究活動における不正行為への対応に関する実施細則

〔 2007年6月13日 〕  
細 則 第 3 号

( 趣旨 )

第1条 この細則は、愛知教育大学研究活動における不正行為への対応に関する規程（2007年6月13日規程第43号。以下「規程」という。）第5条及び第24条の規定に基づき、その実施に関し必要な事項を定める。

( 検収センター )

第2条 規程第5条の規定に基づく検収センターは、次の各号に掲げる者を構成員とする。

- (1) 財務部財務課課長補佐（検収センター責任者）
- (2) 財務部財務課総務係長（検収センター副責任者）
- (3) 財務部財務課管理係長
- (4) 財務部財務課調達第一係長
- (5) 財務部財務課調達第二係長
- (6) 学部支援課総務第一係長
- (7) 学部支援課総務第二係長
- (8) 学部支援課総務第三係長
- (9) 学部支援課総務第四係長
- (10) 学部支援課教育実践係長
- (11) 図書課受入係長
- (12) 附属学校課総務係長
- (13) 附属学校課附属名古屋小・幼稚園事務係長
- (14) 附属学校課附属名古屋中学校事務係長
- (15) 附属学校課附属岡崎小学校事務係長
- (16) 附属学校課附属岡崎中学校事務係長
- (17) 附属学校課附属高等学校事務係長
- (18) 附属学校課附属特別支援学校事務係長

( 告発等及び告発相談の取扱い )

第3条 規程第8条第3項の規定に基づき、告発等及び告発相談の報告を受けた研究活動不正行為対応委員会委員長（以下「対応委員会委員長」という。）は、次の各号に掲げる方法により当該事案を取り扱うものとする。

- (1) 告発等及び告発相談の事案が愛知教育大学（以下「本学」という。）で調査を行うべきものに該当しないときは、当該研究者が所属する研究機関等に当該事案を回付する。
- (2) 書面による告発等及び告発相談がなされた場合は、対応委員会委員長は告発者又は相談者に受け付けたことを通知する。ただし、匿名による告発等及び告発相談であって調査結果が出る前に告発者の氏名が判明した後は実名による告発者として取り

扱う。

- (3) 報道や学会等の研究者コミュニティにより不正行為の疑いが指摘された場合は、匿名の告発等があった場合に準じて取り扱う。
- (4) 告発相談については、告発等に準じてその内容を確認及び精査し、相当の理由があると認められた場合は、相談者に対して告発等の意思があるか否か確認するものとする。これに対して相談者から告発等の意思表示がなされない場合にも、対応委員会委員長の判断で当該事案を告発等に準じて取り扱うことができる。
- (5) 不正行為が行われようとしている、あるいは不正行為を求められているという告発等及び告発相談については、対応委員会委員長はその内容を確認及び精査し、相当の理由があると認められたときは、被告発者に警告を行う。

(予備調査)

第4条 規程第11条に規定する予備調査は、不正行為が行われた可能性、研究上の不正行為の場合は告発等で示された科学的合理的理由の論理性、当該研究の公表から告発等までの期間が、生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬など研究成果の事後の検証を可能とするものについての各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間など告発等の内容の合理性、調査可能性等について行うものとする。

- 2 告発等がなされる前に取り下げられた論文等に対する告発等に係る予備調査を行う場合は、取り下げに至った経緯及び事情を含め、不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。

(本調査の実施通知及び実施体制)

第5条 対応委員会委員長は、規程第12条第1項の規定に基づき、本調査を実施することを決定した場合は、告発者及び被告発者に対し、それぞれ本調査の実施及び対応委員会委員の氏名及び所属を通知するものとする。この場合、当該事案に係る研究費が競争的資金である場合は、当該資金を配分した機関(以下「配分機関」という。)の長にも通知するものとする。

- 2 対応委員会委員長は、本調査を実施するに当たっては、対応委員会委員のうち、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有する委員は、本調査の審議に加えることができない。
- 3 告発者及び被告発者は、本調査に関わる対応委員会委員に異議がある場合は、第1項の通知があった日から起算して2週間以内に、対応委員会委員長に対し、書面により異議申立てをすることができる。
- 4 対応委員会委員長は、前項の申立ての内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知するものとする。
- 5 対応委員会委員長は、本調査の実施に関し、告発者、被告発者その他関係者に対し、必要な協力を求めることができる。
- 6 前項の協力を求められた告発者、被告発者その他関係者は、調査に対し誠実に協力をしなければならない。

(本調査の方法等)

第6条 対応委員会における本調査は、指摘された当該研究に係る論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査、関係資料の監査、関係者のヒアリング及び被告発者への再実験の要請等により実施するものとする。

2 前項の調査に際しては、被告発者に対して弁明の機会を与えなければならない。

3 被告発者に対し再実験の要請をする場合、又は被告発者から再実験の実施の申出があった場合は、再実験に要する期間及び機会(機器、経費等を含む。)を与えなければならない。ただし、被告発者からの申出が、当該事案の調査を妨げることを目的としたものであると対応委員会が判断したときは、当該申出を認めないことができる。

4 第1項の調査に当たっては、告発等に係る研究における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう十分配慮するものとする。

5 対応委員会は本調査に当たって、告発等に係る研究に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとることができる。

(不正行為の疑惑への説明責任)

第7条 対応委員会の本調査において、被告発者が告発等に係る疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究が科学的に適正な方法と手続に則って行われたこと、論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

(不正行為の認定等)

第8条 対応委員会は、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。この場合、被告発者の自認を唯一の証拠として不正行為と認定することはできない。

2 被告発者が生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存在など、本来存在すべき基本的な要素の不足により証拠を示せない場合は不正行為とみなす。ただし、被告発者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由により、基本的な要素を十分に示すことができなくなった場合等正当な理由があると認められる場合を除く。

(調査結果の通知)

第9条 学長は、規程第15条の規定に基づき、告発者等に調査結果を通知する場合、当該事案に係る研究費が競争的資金である場合は、配分機関の長にも、当該調査結果を通知する。

2 前項の通知には、告発等がなされる前に取り下げられた論文等に係る調査で、不正行為があったと認定したときは、取り下げなど研究者が自ら行った善後措置や、その措置をとるに至った経緯・事情等をこれに付すものとする。

(不服申立て)

第10条 学長は、規程第16条の規定に基づき、被認定者から不正行為の認定に係る不服申立てがあったときは、告発者に通知するとともに、当該事案に係る配分機関に通知する。不服申立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。

(不服申立ての審査)

- 第11条 学長は、規程第17条第3項の規定に基づき、当該事案の再調査を行わず、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、速やかに被認定者に当該決定を通知するとともに、当該事案に係る配分機関に通知する。
- 2 学長が当該事案の再調査を行う決定を行った場合には、対応委員会委員長は、被認定者に対し、当該調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。その協力が得られない場合には、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。その場合には、対応委員会委員長はただちに学長に報告し、学長は被認定者に当該決定を通知する。
- 3 対応委員会が再調査を開始した場合は、再調査開始後50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果をただちに学長に報告し、学長は当該結果を被認定者、告発者に通知するとともに、当該事案に係る配分機関に通知する。
- 4 告発等が悪意に基づくものと認定された告発者から不服申立てがあった場合、学長は、被告発者に通知するとともに、当該事案に係る配分機関に通知する。
- 5 前項の不服申立てについては、対応委員会は再調査を行い、30日以内にその結果を学長に報告するものとする。学長は、この審査の結果を告発者及び被告発者に通知するとともに、当該事案に係る配分機関に通知する。

(調査結果の公表)

- 第12条 学長は、規程第18条の規定に基づき、調査結果を公表する場合、その内容には、少なくとも被認定者の氏名及び所属、不正行為の内容、本学が公表時までに行った措置の内容に加え、対応委員会委員の氏名及び所属、調査の方法及び手順等を含むものとする。ただし、告発等がなされる前に取り下げられた論文等において不正行為があったと認定したときは、不正行為に係る者の氏名及び所属を公表しないことができる。
- 2 学長は、不正行為が行われなかったと認定した場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、公表までに調査事案が外部に漏洩していた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。公表する場合、その内容には、不正行為は行われなかったこと(論文等に故意によるものでない誤りがあった場合はそのことも含む。)、被告発者の氏名及び所属に加え、対応委員会委員の氏名及び所属、調査の方法及び手順等を含むものとする。
- 3 学長は、不正行為が行われなかったと認定した場合であって、かつ、告発等が悪意に基づくものと認定した場合は、告発者の氏名及び所属を公表する。

第13条 この細則に定めるもののほか、研究活動における不正行為への対応に関し必要な事項は、学長が別に定める。

#### 附 則

この細則は、2007年6月13日から施行する。

#### 附 則(2007年細則第6号)

この細則は、2007年11月14日から施行する。